

あなたにも、マイナンバー。  
はじまります。

平成27年  
**10月**から  
マイナンバーが  
届きます！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

**Q. マイナンバーとは？**  
(個人番号)

**A.** 国民一人ひとりが持つ12桁の番号。平成28年1月から  
社会保障、税、災害対策の行政手続きで使用が始まります。

※法人にも13桁の法人番号が指定され、国民問わず自由に使用できます。  
※行政機関などでの情報連携は平成29年1月から順次実施する予定です。

3つのメリット

**1** 行政の効率化  
手続きが正確で  
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

**2** 国民の利便性の向上  
面倒な手続きが  
簡単に

課税証明書などの申請時に必要な添付資料を省略できるようになります。

**3** 公平・公正な社会の実現  
給付金などの  
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

**0570-20-0178**

マイナンバー

マイナンバー

検索

マイナンバーの法律で定められた目的以外での使用、他人への番号提供は禁じられています。

内閣府大臣官房番号制度担当室